

芦屋市条例第30号

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務時間等)</p> <p>第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、<u>J R芦屋駅北自転車駐車場、J R芦屋駅北船戸自転車駐車場</u>及び<u>阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場</u>については、午前6時から午前0時までとし、J R芦屋駅南自転車駐車場1、J R芦屋駅南自転車駐車場3及びJ R芦屋駅南自転車駐車場9については、午前6時から午後10時までとする。</p> <p>2 駐車場の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月31日とする。ただし、<u>阪神芦屋駅南自転車駐車場、J R芦屋駅北自転車駐車場、J R芦屋駅北船戸自転車駐車場</u>及び<u>阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場</u>については、1月1日とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>(業務時間等)</p> <p>第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、J R芦屋駅北自転車駐車場及び<u>阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場</u>については、午前6時から午前0時までとし、J R芦屋駅南自転車駐車場1、J R芦屋駅南自転車駐車場3及びJ R芦屋駅南自転車駐車場9については、午前6時から午後10時までとする。</p> <p>2 駐車場の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月31日とする。ただし、<u>阪神芦屋駅南自転車駐車場、J R芦屋駅北自転車駐車場</u>及び<u>阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場</u>については、1月1日とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>

改正後				改正前			
名称		位置		名称		位置	
阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北自転車駐車場		(略)		阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北自転車駐車場		(略)	
J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場		芦屋市船戸町110番先、115番先					
J R 芦屋駅南自転車駐車場1～J R 芦屋駅南自転車駐車場9		(略)		J R 芦屋駅南自転車駐車場1～J R 芦屋駅南自転車駐車場9		(略)	
別表第2(第5条関係) 1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料～6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料 (略) 7 J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場の使用料				別表第2(第5条関係) 1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料～6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料 (略)			
自転車等の種類	使用料(円)				自転車	1, 520	4, 270
	定期使用		一時使用				
	1月	3月	1日	回数使用(11回分)			
備考 (略)				備考 (略)			

第2条 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>(業務時間等)</p> <p>第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、JR芦屋駅北自転車駐車場、JR芦屋駅北船戸自転車駐車場、<u>JR芦屋駅北大原自転車駐車場</u>及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、JR芦屋駅南自転車駐車場1、JR芦屋駅南自転車駐車場3、<u>JR芦屋駅南自転車駐車場9</u>及び<u>JR芦屋駅南自転車駐車場10</u>については、午前6時から午後10時までとする。</p> <p>2 駐車場の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月31日とする。ただし、阪神芦屋駅南自転車駐車場、JR芦屋駅北自転車駐車場、JR芦屋駅北船戸自転車駐車場、<u>JR芦屋駅北大原自転車駐車場</u>及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、1月1日とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用許可)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 自動二輪車については、阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅西自転車駐車場、<u>JR芦屋駅北大原自転車駐車場</u>及びJR芦屋駅南自転車駐車場3の一時使用に限り使用を許可するものとする。ただし、原動機付自転車に類似するものについては、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>(業務時間等)</p> <p>第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、JR芦屋駅北自転車駐車場、JR芦屋駅北船戸自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、JR芦屋駅南自転車駐車場1、JR芦屋駅南自転車駐車場3及び<u>JR芦屋駅南自転車駐車場9</u>については、午前6時から午後10時までとする。</p> <p>2 駐車場の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月31日とする。ただし、阪神芦屋駅南自転車駐車場、JR芦屋駅北自転車駐車場、JR芦屋駅北船戸自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、1月1日とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用許可)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 自動二輪車については、阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅西自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場3の一時使用に限り使用を許可するものとする。ただし、原動機付自転車に類似するものについては、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 1273 689 1313">名称</th> <th data-bbox="689 1273 1126 1313">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 1313 689 1388">阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅北船戸自転車駐車場</td> <td data-bbox="689 1313 1126 1388">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅北船戸自転車駐車場	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 1273 1619 1313">名称</th> <th data-bbox="1619 1273 2056 1313">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 1313 1619 1388">阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅北船戸自転車駐車場</td> <td data-bbox="1619 1313 2056 1388">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅北船戸自転車駐車場	(略)
名称	位置								
阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅北船戸自転車駐車場	(略)								
名称	位置								
阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅北船戸自転車駐車場	(略)								

改正後		改正前	
J R 芦屋駅北大原自転車駐車場	芦屋市大原町 2 6 5 番先		
J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 ~ J R 芦屋駅南自転車駐車場 9	(略)	J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 ~ J R 芦屋駅南自転車駐車場 9	(略)
J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0	芦屋市上宮川町 1 0 8 番 1 先		
別表第 2 (第 5 条関係)		別表第 2 (第 5 条関係)	
1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料 ~ 7 J R 芦屋駅北船 戸自転車駐車場の使用料 (略)		1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料 ~ 7 J R 芦屋駅北船 戸自転車駐車場の使用料 (略)	
8 J R 芦屋駅北大原自転車駐車場の使用料			
自転車等の種類	使用料 (円)		
	定期使用		一時使用
	1 月	3 月	1 日 回数使用 (1 1 回分)
自動二輪車	—	—	3 0 0 3, 0 0 0
9 J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0 の使用料			
自転車等の種類	使用料 (円)		
	定期使用		一時使用
	1 月	3 月	1 日 回数使用 (1 1 回分)
自転車	—	—	1 0 0 1, 0 0 0
原動機付自転車	—	—	2 0 0 2, 0 0 0
備考 (略)		備考 (略)	

第 3 条 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分 (以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>(業務時間等)</p> <p>第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、JR芦屋駅北自転車駐車場、JR芦屋駅北船戸自転車駐車場、JR芦屋駅北大原自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、JR芦屋駅南自転車駐車場9及びJR芦屋駅南自転車駐車場10については、午前6時から午後10時までとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用許可)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 自動二輪車については、阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅西自転車駐車場及び<u>JR芦屋駅北大原自転車駐車場</u>の一時使用に限り使用を許可するものとする。ただし、原動機付自転車に類似するものについては、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅北大原自転車駐車場</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅北大原自転車駐車場	(略)			<p>(業務時間等)</p> <p>第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、JR芦屋駅北自転車駐車場、JR芦屋駅北船戸自転車駐車場、JR芦屋駅北大原自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、<u>JR芦屋駅南自転車駐車場1</u>、<u>JR芦屋駅南自転車駐車場3</u>、JR芦屋駅南自転車駐車場9及びJR芦屋駅南自転車駐車場10については、午前6時から午後10時までとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用許可)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 自動二輪車については、阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅西自転車駐車場、<u>JR芦屋駅北大原自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場3</u>の一時使用に限り使用を許可するものとする。ただし、原動機付自転車に類似するものについては、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅北大原自転車駐車場</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>JR芦屋駅南自転車駐車場1</u></td> <td>芦屋市業平町1番1、1番2、</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅北大原自転車駐車場	(略)	<u>JR芦屋駅南自転車駐車場1</u>	芦屋市業平町1番1、1番2、
名称	位置												
阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅北大原自転車駐車場	(略)												
名称	位置												
阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅北大原自転車駐車場	(略)												
<u>JR芦屋駅南自転車駐車場1</u>	芦屋市業平町1番1、1番2、												

改正後		改正前	
			1 番 3
		J R 芦屋駅南自転車駐車場 3	芦屋市業平町 5 番 2 ～ 5 番 4
J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 ・ J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0	(略)	J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 ・ J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0	(略)
別表第 2 (第 5 条関係)		別表第 2 (第 5 条関係)	
1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料 ・ 2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料 (略)		1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料 ・ 2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料 (略)	
3 阪神打出駅前自転車駐車場及び阪急芦屋川駅北自転車駐車場の使用料		3 阪神打出駅前自転車駐車場、 <u>阪急芦屋川駅北自転車駐車場及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 3</u> の使用料	
(略)		(略)	
4 阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 の使用料		4 阪神打出駅南自転車駐車場、 <u>J R 芦屋駅南自転車駐車場 1</u> 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 の使用料	
(略)		(略)	
5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料～ 9 J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0 の使用料 (略)		5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料～ 9 J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0 の使用料 (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 9 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 7 年 1 2 月 1 日から、第 3 条の規定は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。